

多子世帯の保育料等の軽減制度について

父母が扶養している第3子以降のこどもが保育所等を利用する場合は、兄弟の年齢に関わらず、「保育料無償化」や、「副食費の徴収免除」を実施しています。

ただし、下記の表のいずれかに該当する世帯については、本市のシステムでは確認ができないため、裏面の『多子世帯状況申告書』の提出が必要です。

●多子世帯とは保護者が扶養しているこどもが2人以上いる世帯のことをいいます。

※「保護者が扶養している」とは所得税や市民税、健康保険などの扶養親族となっている場合をいいます。
地方税法の「生計を一にする」と同義となります。
以下の内容については保護者が扶養していることが前提の条件になります。

① 0歳児から2歳児のこどもの保育料無償化

対象のこども	申告書の提出が必要な世帯	保育料
第3子以降のこども	保護者が扶養している 19 歳以上の兄弟がいる	無料
	保護者が扶養している 18 歳以下の <u>別居</u> の兄弟がいる	

- ※1 裏面の「多子世帯状況申告書」と、対象の兄弟の「健康保険証の写し」の提出が必要です
- ※2 19 歳以上の兄弟がいても、18 歳以下の同居している兄弟が2人以上いる場合は、申告書の提出は不要です
- ※3 年度の途中で申告した場合は、対象月の翌月から適用されます

② 3歳児から5歳児のこどもの副食費(給食費のうちおかず代)の徴収免除

対象のこども	申告書の提出が必要な世帯	副食費
第3子以降のこども	保護者が扶養している 19 歳以上の兄弟がいる	免除
	保護者が扶養している 18 歳以下の <u>別居</u> の兄弟がいる	

- ※1 裏面の「多子世帯状況申告書」と、対象の兄弟の「健康保険証の写し」の提出が必要です
- ※2 19 歳以上の兄弟がいても、18 歳以下の同居している兄弟が2人以上いる場合は、申告書の提出は不要です
- ※3 令和 7 年4月以降に申告した場合は、申告日の翌月から適用されます

【0～2歳児クラス対象】 第2子の保育料軽減について

所得割課税額 57,700 円未満(ひとり親等世帯は77,101円未満)の世帯の第2子については保育料が半額もしくは無料になる場合があります。

第1子が保護者が扶養している19歳以上、もしくは、18歳以下の別居の兄弟の場合は、上記と同様、裏面の「多子世帯状況」と対象の兄弟の「健康保険証」の写しを提出してください。

詳しくは、松江市 入所のてびきをご確認ください

問い合わせ先： 松江市 保育所幼稚園課 認定入所係 電話：0852-55-5312

この申告書は、該当の方のみ松江市役所保育所幼稚園課に提出してください

令和7年度用

令和 年 月 日

多子世帯状況申告書(19 歳以上または別居の兄姉の申告)

(あて先)松江市長

住 所:松江市

申請者 氏 名:

印

(自署の場合押印不要)

電話番号:

私(または配偶者)が扶養している 19 歳以上の子ども、または別居していることについて、下記のとおり申告します。

なお、申告した子どもが扶養から外れた場合は、速やかに申し出ます。

記

1. 多子世帯の軽減制度の対象となる子ども

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	在 籍 施 設
	平成・令和 年 月 日	

2. 扶養している子ども(1. の兄姉)のうち、同居している19歳以上の者又は別居している者

兄 姉 1 人 目	フリガナ 氏 名		生年月日	平成 年 月 日
	住 所 (同居の場合は記入不要)			
	職 業	学生・扶養内で就労・病気療養中・その他()		
	学校名・療養先等			
兄 姉 2 人 目	フリガナ 氏 名		生年月日	平成 年 月 日
	住 所 (同居の場合は記入不要)			
	職 業	学生・扶養内で就労・病気療養中・その他()		
	学校名・療養先等			

1 対象兄姉の健康保険証の写し(扶養者が父母のいずれかになっているもの)を添付してください。

2 兄姉が別居している場合は、学生証や戸籍謄本(親子・兄弟姉妹関係の証明)及び生活費、学資金、療養費等の送金がかかるものの写しの提出を求めています。